

学校法人新潟総合学園役員等の報酬および退職金に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人新潟総合学園（以下「学園」という。）の寄附行為第60条の規定に基づき、役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 理事 学園の寄附行為に規定する者とし、本規程では次の名称で区分する。

イ 理事長	： 寄附行為第16条第2項に規定する者
ロ 副理事長、専務理事、常務理事	： 寄附行為第16条第5項に規定する者
ハ 学長理事	： 寄附行為第9条第1項第1号に規定する者
ニ 職員兼務理事	： 理事としての役職名の如何に係らず、現に学園と労働契約を締結している者
ホ 学外理事	： 非業務執行理事
- (3) 常勤監事とは、寄附行為第31条に規定する者をいう。
- (4) 非常勤監事とは、寄附行為第7条第1項第2号のうち、前号以外の監事をいう。
- (5) 評議員 寄附行為第34条第1項の各号に規定する者
- (6) 役員等の報酬等とは、報酬、退職手当その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員等の報酬等には、職員の給与に関する規程等（以下、「給与規程等」という。）に基づくものを含まない。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対して、別表1に定める報酬を支給することができる。ただし、学長理事、職員兼務理事については、給与規程等により給与を支給し、理事会で定めた場合を除き報酬は支給しない。

2 報酬の額は、物価の変動その他の諸事情により必要と認められるときは、その見直しを行うものとする。

(報酬の支給日)

第4条 役員等に対する報酬の支給日は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 理事（学外理事を除く。）、監事 | 職員の例による。 |
| (2) 学外理事および評議員 | 必要の都度、支払うものとする。 |

(報酬の支給の制限)

第5条 役員等がその報酬額の定まっている期間中、1日も勤務しなかった場合は、報酬を

支給しないことができる。

(報酬の支給の停止)

第6条 第2条に定める役員が、次の各号に該当する場合は、報酬の支給を停止する。

- (1) 受給の辞退があったとき。
- (2) 学園の財政上支出が困難になったとき。
- (3) 役員等が学園に対して不利益な行為を行ったとき。
- (4) 役員等が学園と係争関係に入ったとき。

(退職手当)

第7条 第2条に定める役員のうち、理事(学外理事を除く)については、在任年数が1年以上の者が退任した場合には、この規程の定めるところにより退職手当をその者(死亡による退任の場合にはその遺族)に支給することができる。ただし、寄附行為の規定により解任された場合は、この限りでない。

2 前項に規定する遺族は、労働基準法施行規則の定めを準用する。

3 退職手当の額は、次の基準により理事会で決定する。

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{係数}$$

4 退職手当は、退職時から2ヶ月以内に支給する。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2. 平成13年4月1日制定の学校法人新潟総合学園役員等の報酬及び退職手当に関する規程は、この規程の施行をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、2025年6月10日から施行する。

附 則

2026年6月24日理事会にて規程の変更がないことを確認した。

別表1

役員等報酬表（第3条関係）

役職の区分	報酬の額
理事長	別表2役員号俸表のうちから、理事会において決定する。ただし、理事会で定めた場合を除き、学長理事、職員兼務理事については、給与規程等により給与を支給する。
副理事長	必要により、別表2役員号俸表のうちから、理事会において決定する。ただし、理事会で定めた場合を除き、学長理事、職員兼務理事については、給与規程等により給与を支給する。
専務理事	必要により、別表2役員号俸表のうちから、理事会において決定する。ただし、理事会で定めた場合を除き、学長理事、職員兼務理事については、給与規程等により給与を支給する。
常務理事	必要により、別表2役員号俸表のうちから、理事会において決定する。ただし、理事会で定めた場合を除き、学長理事、職員兼務理事については、給与規程等により給与を支給する。
常勤監事	別表2役員号俸表のうちから、理事会において決定する。
非常勤監事	月額60,000円を上限として、理事長が定めた額を支給する。
学外理事 評議員	理事会等への出席など職務の執行1日につき50,000円を上限として、理事長が定めた額を支給することができる。

別表2

役員号俸表（単位：千円）

号俸	報酬の額（月額）
10号俸	1,500
9号俸	1,000
8号俸	700
7号俸	500
6号俸	375
5号俸	250
4号俸	200
3号俸	150
2号俸	100
1号俸	50